

京 建 労 介 護 リ ー ス 事 業

介護サービス制度の仕組み *在宅福祉用具レンタル限定

どんな制度？	介護保険の適用を受け、京建労指定業者から在宅介護用品のレンタルを行った時、自己負担分を給付（最初の一ヶ月目は免責）する制度です。
利用できる人	組合員および配偶者の三親等以内の親族・姻族で介護保険の要介護認定を受けられている方。
利用できる用具	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険対象用具 13 品目（※1）（※2） ・カタログに記載されている商品は一例です。
利用の手続き	<ol style="list-style-type: none"> ① 介護保険制度で要支援・要介護の認定を受け、ケアプランで「在宅福祉用具の利用が必要」とされたのでレンタルすることを決める。 ② ケアマネージャーの方に「京建労の指定業者からレンタルしたい、業者については後で連絡する」と伝えてください。 ③ 京建労の支部で申し込み用紙に必要事項を記入、本部へファックスを送る。（本部からシエン・システムズに連絡→1 週間前後で④へ） ④ 京建労指定業者（NPOシエン・システムズ）から直接連絡があります。希望する用具、状況、搬入日程について打ち合わせする。

※1 車いす・車いす付属品・特殊寝台（電動ベッド）・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・杖・徘徊感知機器・移動用リフト・特殊尿器の計 13 品目（2012 年 4 月現在）

※2 介護度によってはレンタルが認められない用具（ベッド・車いす等）もあります。

給付について

給付事由	介護保険で在宅福祉用具レンタルを京建労指定業者から利用したとき。
給付金額	介護保険の自己負担分を後から払い戻し（給付）します。
免責	レンタルを開始した最初の 1 ヶ月分は免責（給付されません）となります。
給付時期	3・6・9・12 月末（年 4 回）（※3）
給付方法	申請者が指定する口座へ振り込みます。（事務手数料 420 円が差し引かれます）
給付条件	給付を受ける場合、京建労指定業者へ変更していただく必要があります。（※4） 介護リース事業運営については、NPOシエン・システムズに委託しております。 お問い合わせは下記までお願いします。
問い合わせ窓口	<p>☎ 03-3639-3515（平日 10:00～17:00）</p> <p>NPOシエン・システムズ</p> <p>〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 2-14-3 永福屋ビル3 階</p> <p>☎03-3639-3206 FAX03-3639-3412</p>

※3 利用開始月の翌月 1 日を起算日とし、直後に到来する 3・6・9・12 月末に直前 3 カ月分を給付します。したがって、初回の給付は 3 カ月分未満の給付となることがあります。（例）3 月 1 日利用開始→4・5 月分を 6 月に給付（次回以降は 3 カ月分）

※4 近畿エリアの推薦事業者は「ワーカーズコープ・センター事業団」となります。（2012 年 5 月現在）

事業者名：ワーカーズコープ・センター事業団（事業者番号：2779401690）
〒561-0881 大阪府豊中市中桜塚 1-14-6 ☎06-6855-0605 fax06-4866-5679